

不動産登記に関する事務の一部の停止について

上閉伊郡大槌町の施行に係る吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業について、換地処分の公告が平成30年3月30日されたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間（下表の処理期間を参照願います。）は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、対象地域の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

盛岡地方法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
平成30年4月2日から平成30年4月27日まで(予定)	上閉伊郡大槌町吉里吉里第4地割字堤、上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目ないし三丁目の各一部 (盛岡地方法務局宮古支局管轄)	大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業